

奈良県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、奈良市選挙管理委員会から報告があった。

令和四年五月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
奈良市伏見地域ふれあい会館	奈良市菅原東一丁目二番二号
奈良市明治地域ふれあい会館	奈良市北永井町五〇八番地の二